

中小企業等による感染症対策助成事業 リニューアル
感染症対策サポート助成事業
(消耗品購入コース)
【 募 集 要 項 】

I 申請方法

①申請書（公社指定様式）の取得

以下のWEBサイトから申請書をダウンロードしてください。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/final/kansentaisaku.html>

②申請書の作成、添付書類の準備

③申請書類一式の提出

II 提出方法と受付期間

(1) 郵送の場合

受付期間

令和4年1月4日（火）～令和5年5月7日（日）【当日消印有効】

※ 日本郵便の簡易書留等の記録が残る方法で、募集要項内に記載の住所に郵送してください。

(2) 電子申請の場合

上記 I ① のWEBサイトに電子申請のご案内がありますので、ご確認ください。

受付期間

令和4年1月21日（金）～令和5年5月7日（日）23時59分



公益財団法人 東京都中小企業振興公社

感染症対策サポート助成事業事務局

TEL：03-4335-7990

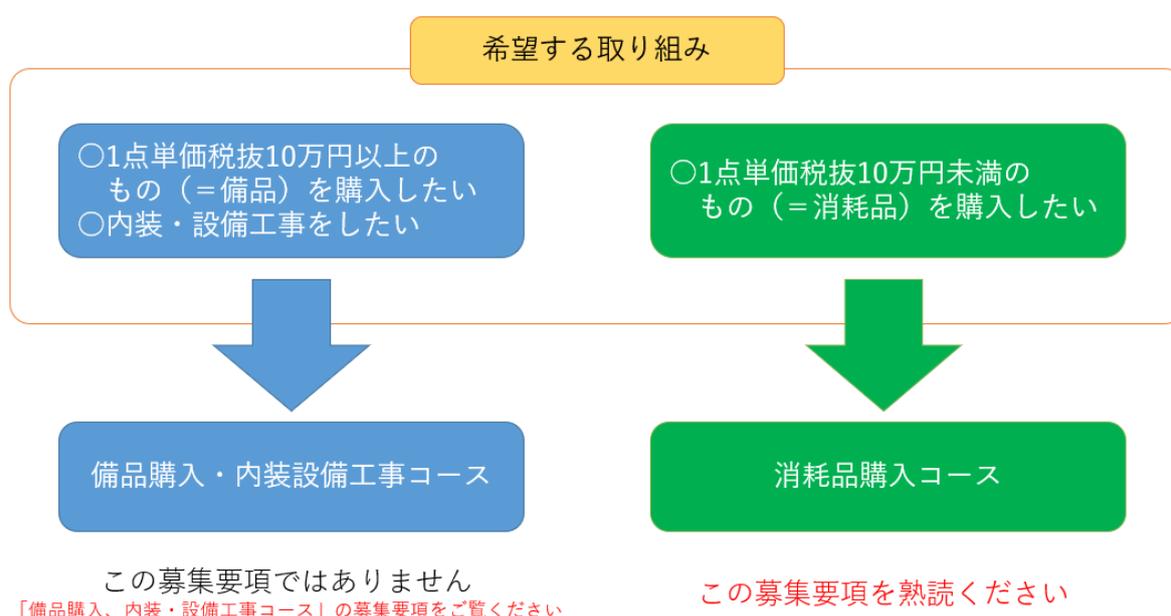
9:00～17:00（平日のみ）※12月29日～1月3日を除く

申請コースの確認

本助成金は、「備品購入、内装・設備工事コース」と「消耗品購入コース」の2コースがあります。申請するコースによって対象となる取組、申請対象者、対象経費、助成限度額等に違いがありますので、ご自身が希望する申請内容が申請コースと合致するか必ずご確認ください。

申請コースと内容等が一致しない場合、不採択となりますのでご注意ください。なお、同一内容（経費）でなければ、各コースでの申請が可能です。

（「消耗品購入コース」は「コロナ対策リーダー、認証店枠」と「一般枠」があり、どちらかの枠にのみ申請し助成を受けることが可能。また、「一般枠」は1事業者1採択（助成1回限り）まで）



＜＜コロナ対策リーダーや認証店については、以下をご参照ください

＜東京都防災ホームページ＞

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/>

＜【事業者向け】感染拡大防止ガイドラインの徹底に向けた取組＞

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/index.html>

＜感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー＞

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>

＜「徹底点検 TOKYO サポート」プロジェクト＞（認証店関係）

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1013511/index.html>

【目次】

1	目的	3
2	助成対象者	3
3	申請受付期間	4
4	助成対象期間	4
5	助成率	4
6	助成限度額	5
7	助成対象経費	5
8	助成対象経費の詳細	5
9	助成対象外経費	6
10	申請から助成金支払いまでの流れ	8
11	申請	8
12	審査	14
13	審査結果の通知及び助成金の交付	14
14	申請にあたっての注意事項	14
15	交付決定の取消し及び助成金の返還	15
16	申請要件	16
17	経費の支払い等に関する注意事項	21
18	日本標準産業分類表	26
19	反社会的勢力排除に関する誓約事項	27
20	提出書類の見本	28

消耗品購入コース

1 目的

本募集要項は消耗品購入コースの要項です。本コースには「コロナ対策リーダー、認証店枠」と「一般枠」の2つがあります。

「コロナ対策リーダー、認証店枠」は、東京都による研修を修了したコロナ対策リーダー（以下「コロナ対策リーダー」という。）を配置している店舗、又は感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗（以下「認証店」という。）に対し、一般枠よりも高い助成率で新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品の購入費用の一部を助成することにより、飲食店等における感染拡大防止に向けた取組をさらに推進することを目的としています。（助成率：5分の4以内）

また、「一般枠」は、都内中小企業者等に対し、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品の購入費用の一部を助成することにより、都内中小企業者等による経済活動の推進に寄与することを目的としています。（助成率：3分の2以内）

2 助成対象者

「一般枠」または「コロナ対策リーダー、認証店枠」のどちらか一方にのみ申請し助成を受けることが可能です。

（1）一般枠

都内中小企業者（会社及び個人事業者）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、中小企業団体等

☞ P 1 6 「16 申請要件」

※医療法人、社会福祉法人、学校法人、商工会、商工会連合会、商工会議所、公益財団法人、公益社団法人、商店街振興組合、宗教法人は対象外となります。

（2）コロナ対策リーダー、認証店枠 ※飲食店の営業許可証を有する店舗であること

コロナ対策リーダーを配置している都内店舗又は感染防止徹底点検済証の交付を受けている店舗を運営する以下の中小事業者等

中小企業者（会社及び個人事業主）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

（☞申請要件等の詳細はP 1 6 「16 申請要件」をご確認ください）

※「一般枠」は以下の方も申請可能です。申請方法などの詳細は、事務局にお問合せください。

（助成限度額：30万円、助成率：3分の2以内）

○〔共同申請〕申請要件を満たす3者以上の都内中小企業者等で構成されるグループ

○〔飲食団体申請〕法人格を有する団体等（都内の飲食店営業許可書を有する事業者が会員に含まれている団体）

3 申請受付期間

受付終了間際は申請が集中するため、審査にお時間を要することがあります。また、受付最終日の郵便投函は消印が翌日以降となる可能性があり、その場合申請が受理できなくなりますので、余裕を持った申請をお願いいたします。

郵送の場合

令和4年1月4日（火）から令和5年5月7日（日）まで 当日消印有効

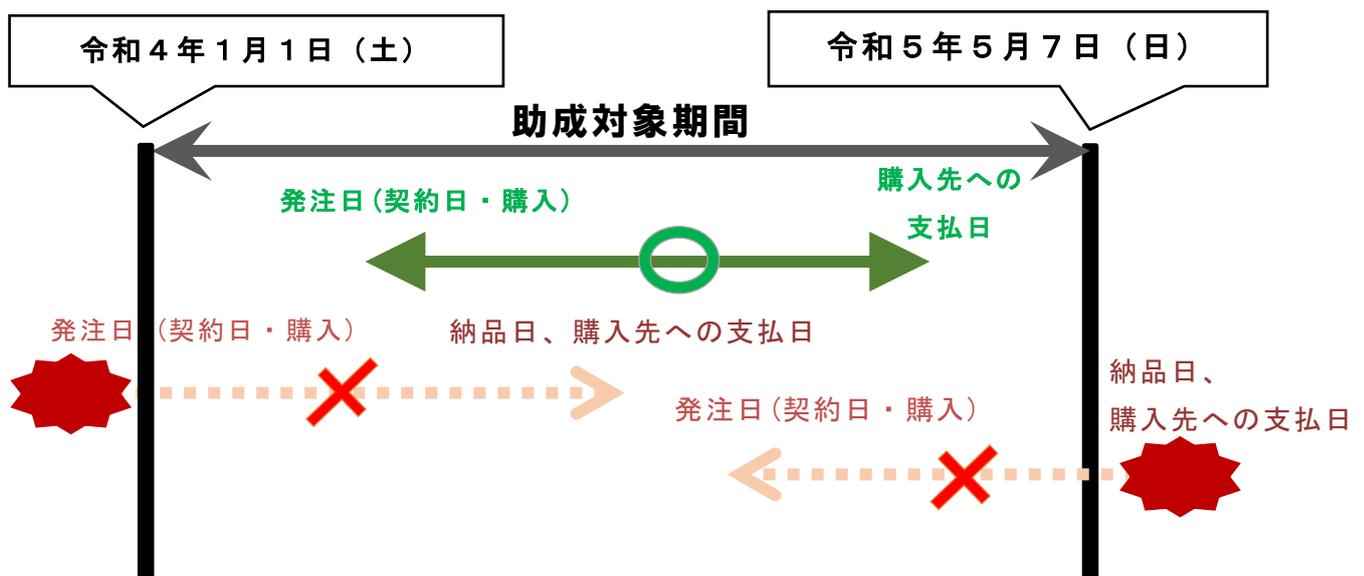
電子申請の場合

令和4年1月21日（金）から令和5年5月7日（日）23時59分まで

4 助成対象期間

令和4年1月1日（土）から令和5年5月7日（日）まで

助成事業（取組）の実施（必要な消耗品の購入等）は、令和4年1月1日（土）から令和5年5月7日（日）までの期間に必ず完了させてください。助成対象となる経費は、この期間内に購入、納品、支払いまでを完了した経費です。



5 助成率

（1）一般枠

助成対象と認められる経費の**3分の2以内**（千円未満は切捨て）

（2）コロナ対策リーダー、認証店枠

助成対象と認められる経費の**5分の4以内**（千円未満は切捨て）

6 助成限度額

(1) 一般枠

1 事業所あたり10万円（都内事業所に限ります）

※申請下限額の設定はありません。

※1事業者1採択（助成1回限り）となりますので、複数の事業所を申請したい場合はまとめて申請してください。

(2) コロナ対策リーダー、認証店枠

1店舗あたり10万円（都内のコロナ対策リーダー配置店舗または認証店に限ります）

※申請下限額の設定はありません。

※申請店舗が異なれば、1事業者当たり複数回の申請をすることは可能ですが、同一店舗への助成は1回限りとなります。（コロナ対策リーダーが変更となっても再度の助成はできません。）

<助成限度額の考え方>

【助成限度額（※コロナ対策リーダー、認証店枠、事業実施店舗が1店の場合）】		
実際にかかった経費（税込）		
助成対象経費【20万円（税抜）】		助成対象外経費 （消耗品費等）
↓ × 助成率4/5 = 16万円		
助成金交付申請額 【10万円（助成限度額）】	超過分 （自己負担分） 【6万円】	自己負担分
助成限度額の10万円を超えた分は、自己負担となります。		

7 助成対象経費

○感染予防対策に係る消耗品購入経費の一部

※新型コロナウイルス感染症対策に取り組むために直接関係するもの

※1点あたりの購入単価が税抜10万円未満のもの

※市販品に限ります

8 助成対象経費の詳細

助成対象経費は、次の（1）～（6）の条件に適合し、下記の「助成対象経費一覧」に掲げる経費です。

（1）助成対象の消耗品購入にあたっての必要最小限の経費

（2）購入した「消耗品名」「単価」「数量」「購入先」「購入時期」の確認が提出書類（レシート又は領収証等）から可能な経費

- (3) 助成対象の消耗品購入として明確に区分できる経費
- (4) 生業かつ主要業務とする業者から直接購入するもの
- (5) 申請対象となる店舗で使用する消耗品の経費
- (6) 以下に掲げる経費

経費項目	助成対象経費一覧
消耗品購入費	<p>感染予防対策に直接必要な消耗品(市販品に限る)の購入費</p> <p>※「直接必要」とは目的達成のために必要となるものの購入のみを指します。</p> <p>※<u>1点あたりの購入単価が税抜10万円未満のもの</u>が対象となります。法人申請等の場合で、複数事業所(店舗)を取りまとめて申請する場合でも同じです。</p> <p>※「備品購入、内装・設備工事コース」では、1点あたりの購入単価が税抜10万円以上の備品の購入費に対する助成を行っております。</p>

主な助成対象経費の具体例
<p>消毒液、マスク、フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、 アクリル板、透明ビニールシート、パーテーション、換気用扇風機、サーキュレーター、ヘアネット、ごみ袋、石鹼、洗浄剤、漂白剤、トイレ用ペーパータオル、空気清浄機、加湿器、 消毒液用ディスペンサー、紫外線照射機、コイントレー、サーモカメラ、サーモグラフィ、 体温計、CO₂濃度測定器、カラーコーン、ベルトパーテーション、パーテーションポール、 拡声器、ソーシャルディスタンス誘導シール・ステッカー、医療用又は一般用抗原定性検査 キット(体外診断用医薬品、第1類医薬品)※</p> <p>※ 国が承認した医療用の抗原定性検査キット(体外診断用医薬品)又は一般用の抗原定性検査キット(第1類医薬品)が助成対象となります。国の承認を受けずに研究用と称するような抗原検査キット等は助成対象外となりますので、十分ご注意ください。</p> <p>この他、「消毒液による清拭を行うためのタオル購入費」など、感染予防対策に直接必要な経費で、追加等がある場合は公社のHP上で順次公表します。上記に記載のない場合も、各業界団体等が定めた感染拡大防止のガイドラインに<u>具体的に明記されている経費</u>については補助対象となる場合があります。その場合は、該当箇所をマーカー等で明示した業種別ガイドラインの提出が必須です。</p> <p>なお、<u>本助成事業の対象となるか否かなどについて、ガイドライン等の作成元へお問い合わせ</u>いただいても対応ができませんので、お控えくださいますようお願い申し上げます。</p>

9 助成対象外経費

- (1) 「7 助成対象経費」および「8 助成対象経費の詳細」に適合しない経費
 - (2) 「7 助成対象経費」および「8 助成対象経費の詳細」に適合していても、以下に当てはまる場合
- ※ 審査通過後であっても、対象外経費と判明したものについては、助成金交付の対象外となりますのでご注意ください。

【助成対象外経費の具体例】

- ・感染症対策にならない経費
- ・1点あたりの購入単価が税抜10万円以上のものの購入費
- ・汎用性が高いものの購入費
(例：スマートフォン、タブレット、自転車等の車両、パソコン、テーブル、イス、パラソル、チラシ、リーフレット、のぼり、紙、インク、文房具等)
- ・フリマアプリやオークションサイトなどを通じたものの購入費
- ・中古品の購入費
- ・リース、レンタル料
- ・委託費
- ・サブスクリプション等、定額支払い役務利用料等（権利使用料等）、保守費用等
- ・景品、記念品、試供品、ノベルティ等の購入費
- ・助成事業に直接必要のない経費
- ・購入品に係る配送料、振込手数料、消費税、収入印紙代、自社の旅費交通費、保険料、通信費、飲食費、雑費等の間接経費
- ・購入時、ポイントカード等によるポイントを利用した場合のポイント分
- ・調査、提案、打ち合わせ等に係る費用及びコンサルタント的要素を含む経費
- ・他社発行の手形や小切手により支払いが行われている場合
- ・公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ・一般価格や市場相場等と比べて著しく高額な経費
- ・購入先や契約、実施、支払い等が不適切な経費
- ・感染対策ではなく、通常の事業活動に必要なとなる消耗品の購入費
- ・感染症対策とならないオプション経費
- ・自宅で事業を行っている事業者が、居住部分で使用するものと切り分けができない経費
- ・従業員が従事せず来客もない事業所(店舗)における取組の経費
- ・不動産賃貸業に係る所有物件の整備に係る経費（共有部分の整備は可）
- ・購入額の一部又は全額に相当する金額を口座振込や現金により申請者へ払い戻すことで、購入額を減額・無償とすることにより、取引を証明する証憑に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの
- ・その他、公社が対象外と判断したもの

※下記の場合、助成対象経費であっても助成対象になりません。

- 「コロナ対策リーダー、認証店枠」の申請において、コロナ対策リーダーが配置されていない店舗、感染防止徹底点検済証の交付を受けていない店舗における取組に係るもの
- 発注又は契約（購入）、取得、実施、支払いまでの一連の手続きが助成対象期間内（令和4年1月1日（土）から令和5年5月7日（日））に行われていない場合
- レシート又は領収書等の提出がないもの。また、レシート又は領収書等に助成対象となる消耗品名、単価、数量、購入先、購入時期が明記されていないもの
- 他の取引と相殺して支払いが行われている場合
- 通常業務や他の取引と混合して支払いが行われており、助成対象経費の支払いが区分けできないもの
- 他社発行の手形や小切手、リボルビング払い等により支払いが行われている場合（原則は振込払い）

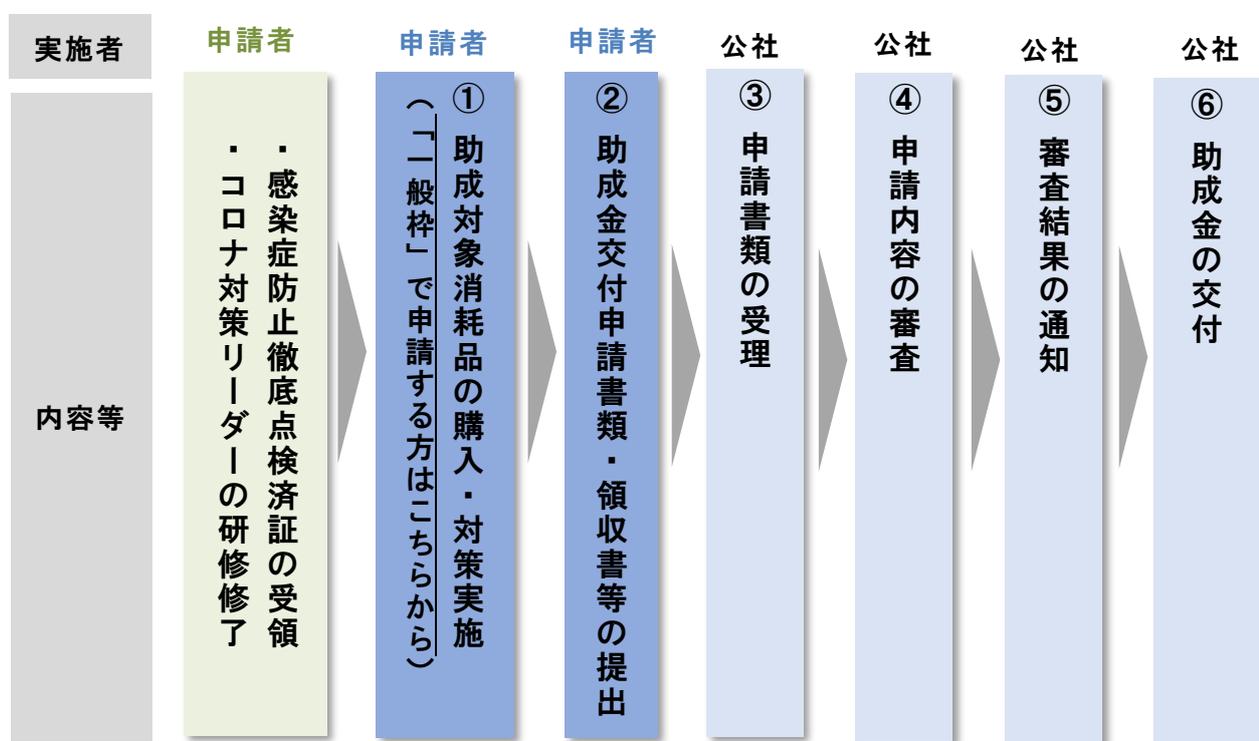
○親会社、子会社、グループ企業等関連会社と取引したもの

※親会社、子会社、グループ企業等関連会社とは、自社と資本関係のある会社、役員等（これに準ずる者を含む）又は社員を兼任している会社、代表者及び代表者の三親等以内の親族が経営する会社等をいいます。なお、「会社」には、個人事業主、法人及び団体等を含みます。

○契約業務の全てを第三者へ再外注したものや助成対象となる消耗品の販売を生業としていない事業者へ発注したもの

○自社の通常業務に関わる経費（自社で取り扱う製品の購入等）

10 申請から助成金支払いまでの流れ



※ 申請書に不備があった場合は、申請書類が受理できません。不備が訂正された段階から審査開始となります。

11 申請

(1) 申請に必要な書類一覧

※ 個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は、当該部分を黒塗り又はマスキングテープを使用するなどして、番号が判別できないようにしてください。

【一般枠】

No.	提出書類		入手先			
1	申請書	<p>○申請書（公社指定様式）</p> <p>○誓約書（公社指定様式）</p> <p>※郵送申請の場合、実印（<u>印鑑登録している印鑑</u>）を押印</p> <p>※P.6「主な助成対象経費の具体例」に記載のない消耗品の購入の場合は、当該品目が具体的に明記されたガイドラインを添付ください。（当該品目が記載されている個所をマーカー等で明示ください）</p>	<p>原本</p> <p>公社HP</p>			
2	購入した消耗品のレシート（領収書）等	<p>消耗品名、単価、数量、購入先、購入時期が明記されているもの</p> <p><クレジットカードによる支払いの場合></p> <p>翌月一括払いのみに限り対象となります。</p> <p><助成対象経費の支払いとその他の取引が混在している場合></p> <p>レシート等の該当箇所にマーカーを付してください。</p> <p><消費税が確認できない消耗品がある場合></p> <p>総額から消費税相当(10%)を除いた額(小数点以下切捨て)を助成対象額とみなします。</p>	<p>原本</p> <p>購入先</p>			
3	通帳の写し	<p>金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人(漢字及びカナ)、預金種類、口座番号の記載があるページの写し</p> <p>※ネットバンク等で現物の通帳がない場合は、上記が分かるWEB上の画面などの写しをご提出ください。</p> <p>※【法人】</p> <p>申請者と同じ法人名義の口座もしくは代表者の個人口座</p> <p>【個人事業主】</p> <p>申請者と同じ名義人の口座</p>	<p>写し</p> <p>申請者保管</p> <p>・</p> <p>金融機関</p>			
4	登記簿謄本等	<p>【法人の場合】</p> <p>発行後3か月以内の履歴事項全部証明書</p>	<p>原本</p> <p>法務局</p>			
		<p>【個人事業主の場合】</p> <p>個人事業の開業届(税務署の受付印のあるもの)</p> <p>※移転した場合は「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する届出書」もご提出ください。</p>	<p>写し</p> <p>申請者保管</p>			
5	実施場所が分かる書類	<p>申請書2に記載した実施場所で事業を営んでいることが客観的に分かる書類(住所と共に申請事業者名が記載されているもの)</p> <p>(例:賃貸借契約書、業種に係る営業に必要な許可証、市販されている電話帳、自社ウェブサイト掲載の所在地情報、住所等を含む名刺・カタログ)</p>	<p>写し</p> <p>—</p>			
6 ※ 1,2	【法人の場合】 納税証明書 ※1,2	事業税	直近の法人事業税納税証明書	原本	都税事務所	
			1期に満たない法人	代表者の直近の所得税納税証明書(その1)	原本	所管税務署
			NPO法人	—	—	—
		住民税	直近の法人都民税納税証明書		原本	都税事務所
			1期に満たない法人	代表者の直近の住民税納税証明書 ※非課税の場合は住民税非課税証明書	原本	市区町村
			NPO法人	直近の法人都民税納税証明書 (免除申請している場合を含む)	原本	都税事務所

【個人の場合】 納税証明書 ※1, 2	事業税	課税対象	直近の個人事業税納税証明書	原本	都税事務所
		非課税対象	直近の所得税納税証明書(その1)	原本	所管税務署
		1期に満たない者	直近の所得税納税証明書(その1)	原本	所管税務署
	住民税	課税対象	直近の住民税納税証明書	原本	市区町村
		非課税対象	直近の住民税非課税証明書	原本	市区町村

【コロナ対策リーダー、認証店枠】

No.	提出書類		入手先
1	申請書	<p>○申請書1（公社指定様式） ○申請書2（公社指定様式） ○誓約書（公社指定様式） ※郵送申請の場合、実印(印鑑登録している印鑑)を押印 ※P.6「主な助成対象経費の具体例」に記載のない消耗品の購入の場合は、当該品目が具体的に明記されたガイドラインを添付ください。(当該品目が記載されている個所をマーカー等で明示ください)</p>	原本 公社HP
2	通帳の写し	<p>金融機関名、支店名、支店番号、口座名義人(漢字及びカナ)、預金種類、口座番号の記載があるページの写し ※ネットバンク等で現物の通帳がない場合は、上記が分かるWEB上の画面などの写しをご提出ください。 ※【法人】 申請者と同じ法人名義の口座もしくは代表者の個人口座 【個人事業主】 申請者と同じ名義人の口座</p>	写し 申請者保管 ・ 金融機関
3	コロナ対策リーダーの研修修了を証する書類	<p>☐コロナ対策リーダーの場合コロナ対策リーダーの研修修了がわかる王冠シールが貼られた感染防止徹底宣言ステッカーを撮影した写真もしくは写し(本募集要項の31ページ参照) ※複数店舗で申請される場合、申請店舗全ての分が必要です。 ※認証店で申請される場合は、本書類の提出は不要です。</p>	写し 申請者保管
	または 感染防止徹底点検済証の交付を証する書類	<p>☐認証店の場合東京都から交付された感染防止徹底点検済証を撮影した写真もしくは写し(本募集要項の31ページ参照) ※複数店舗で申請される場合、申請される店舗全ての分が必要です。</p>	写し 申請者保管
4	飲食店営業許可書 (喫茶店営業許可書を含む)	<p>都内対象店舗の飲食店営業許可書(全ての申請店舗)の写し ※申請時点で効力のあるもの</p>	写し 東京都 (保健所)
5	購入した消耗品のレシート(領収書)等	<p>消耗品名、単価、数量、購入先、購入時期が明記されているもの <クレジットカードによる支払いの場合> 翌月一括払いのみに限り対象となります。 <助成対象経費の支払いとその他の取引が混在している場合> レシートや領収書等の該当箇所にマーカーを付してください。 <消費税が確認できない消耗品がある場合> 総額から消費税相当(10%)を除いた額(小数点以下切捨て)を助成対象額とみなします。</p>	原本 購入先

6	登記簿謄本等 (法人のみ)	発行後3か月以内の履歴事項全部証明書の写し		写し	法務局	
7 ※ 1,2	【法人の場合】 納税証明書 ※1, 2	事業税	直近の法人事業税納税証明書		原本	都税事務所
			1期に満たない法人	代表者の直近の所得税納税証明書(その1)	原本	所管税務署
			NPO法人	—	—	—
		住民税	直近の法人都民税納税証明書		原本	都税事務所
			1期に満たない法人	代表者の直近の住民税納税証明書 ※非課税の場合は住民税非課税証明書	原本	市区町村
			NPO法人	直近の法人都民税納税証明書 (免除申請している場合を含む)	原本	都税事務所
	【個人の場合】 納税証明書 ※1, 2	事業税	課税対象	直近の個人事業税納税証明書	原本	都税事務所
			非課税対象	直近の所得税納税証明書(その1)	原本	所管税務署
			1期に満たない者	直近の所得税納税証明書(その1)	原本	所管税務署
住民税		課税対象	直近の住民税納税証明書	原本	市区町村	
		非課税対象	直近の住民税非課税証明書	原本	市区町村	

【「一般枠」「コロナ対策リーダー、認証店枠」共通】

郵送の場合、申請書類は、A4用紙に片面で出力し、ステープル留めやファイリングをせずにクリップ留めにしてください。添付書類は白黒コピーでも判別できるものにしてください。

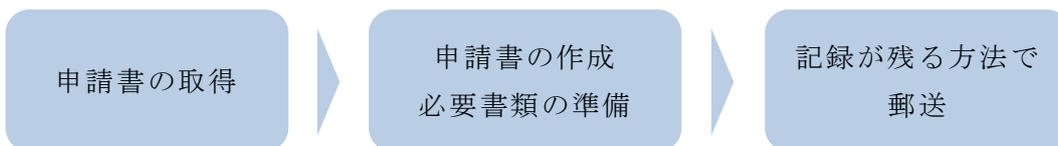
※1 新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写しを提出してください。

※2 令和4年度（令和3年分）のものをご提出ください。ただし、申請者が法人の場合で、決算時期の都合により令和3年度（令和2年分）のものが直近となる場合は、そちらをご提出ください。

※3 詳細確認等のために、追加書類のご提出をお願いする場合があります。

(2) 申請書類の提出方法

① 郵送の場合



- ・ 申請書類は、A4用紙に片面で出力し、ステープル留めやファイリングをせずにクリップ留めにしてください。写しの添付書類は白黒コピーであっても判別できるものにしてください。なお、審査によっては追加書類をご提出いただく場合があります。
- ・ 申請書類は、日本郵便の簡易書留・レターパック等の記録が残る方法で、以下の送付先に郵送してください。持参・宅配便・FAX等は受け付けができません。
- ・ 必ず控えとして写しを保管してください。お問合せさせていただく場合があります。

【受付期間】 令和4年1月4日（火）～令和5年5月7日（日） 【当日消印有効】

【送付先】

(一般枠)

〒330-9890
埼玉県さいたま市桜区町谷1-2-24
さいたま新都心郵便局私書箱150号
感染症対策サポート助成事業 事務局
(消耗品購入コース 一般枠) 宛
<申請書在中>

←ラベルとして
使用する場合は、
コピーしてお使い
ください。

(コロナ対策リーダー、認証店枠)

〒330-9890
埼玉県さいたま市桜区町谷1-2-24
さいたま新都心郵便局私書箱150号
感染症対策サポート助成事業 事務局
(消耗品購入コース コロナ対策リーダー、認証店枠)宛
<申請書在中>

←ラベルとして
使用する場合は、
コピーしてお使い
ください。

②電子申請の場合

国（デジタル庁）が提供する「Jグランツ」による電子申請受付を行います。Jグランツを利用するには「G Biz ID」でアカウント（gBizID プライム）を取得する必要があるため、事前にアカウントを取得してからご申請ください。



- ・ G Biz ID を取得後、公社 HP 等のリンクより「Jグランツ」サイトにアクセスし、画面の案内に沿って必要事項を入力してください。

※Internet Explorer では正しく表示されない可能性があります。

※「gBizID プライム」アカウント作成には、審査で原則 2 週間程度かかるとされていますので、ご注意ください。

- ・ 添付書類については、撮影またはスキャンする等でデータ化し、フォーム内にアップロードしてください。
- ・ アップロードが可能なファイルの拡張子は、jpg/jpeg/png/pdf/xlsx/docx を推奨します。
- ・ 送信完了後にマイページでステータスを確認してください。

※電子申請（Jグランツ）をした方は、引き続き Jグランツから実績報告書等のご提出もしていただきます。

【G Biz ID】国（デジタル庁）公式ウェブサイト

<https://gbiz-id.go.jp/>

※取得方法については、画面上部の「マニュアル」>「利用者向けマニュアル」>「法人／個人事業主向け マニュアル」>「G Biz ID クイックマニュアル gBizID プライム編」を確認してください。

※申請方法や技術トラブルなど、**G Biz ID に関するご質問等は、国（デジタル庁）の「G Biz ID ヘルプデスク」（0570-023-797）へお問い合わせください。**

【Jグランツ】国（デジタル庁）公式ウェブサイト

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

※操作方法については、画面上部の「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」を確認してください。

【受付期間】 令和 4 年 1 月 2 1 日（金）～令和 5 年 5 月 7 日（日） 2 3 時 5 9 分

(3) 申請書類の作成及び提出における主な留意事項

- ア 申請書類の作成及び提出等、申請に係る経費は、申請者の負担となります。
- イ 申請書類を提出する者及び連絡担当者は、原則、申請事業者の役員・従業員に限ります。
 - ※ 申請企業の代表者又は従業員以外の方の代理申請は不可です。
- ウ 一度受理された申請書類は、交付決定の可否に関わらず返却できませんので、必ず写しを保管してください。
- エ 必要に応じて、公社から追加書類の提出及び説明を求めることがありますので、申請書類は受付最終日から余裕をもって送付してください。
- オ 申請事業所・店舗単位で、使用する消耗品の数量、助成対象経費、助成金の申請金額を明確にしてご申請ください。
- カ 追加書類の提出期限を過ぎた場合には、申請を辞退されたものとみなします。
- キ 申請書類提出の際、持参・宅配便・FAX等では受け付けができません。

12 審査

申請書類に基づき、審査を行います。審査の途中経過において、申請書類の記載内容と異なる事実が判明した場合は、審査を中止することがありますので、ご注意ください。

13 審査結果の通知及び助成金の交付

- (1) 審査を経て本助成金の交付対象となった際は、助成金交付決定兼助成金額確定通知書を送付します。本通知は、申請書「2 本申請についての連絡先・書類送付先」に記載された宛先に簡易書留で送付します。
- (2) 審査の結果、申請額から減額して決定する場合があります。
- (3) 交付決定された場合、事業者名、所在地、助成事業実施場所、助成事業（取組）内容について公表することがあります。本助成事業の申請書提出をもって、同意したものとします。

14 申請にあたっての注意事項

(1) 公社職員等による調査等

申請内容の実施状況、申請内容に関する取引関係書類、購入品等その他について、現地調査を行い、報告を求めることがあります。

(2) 関係書類の保存

助成事業に係るすべての関係書類は、以下の期間まで保存する必要があります。

- ・令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）に完了した場合は、令和10年3月31日（令和9年度末）まで
- ・令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に完了した場合は、令和11年3月31日（令和10年度末）まで

※完了日は助成金交付決定兼助成金額確定通知書の日付に準じます。

(3) 代表者等の変更、助成事業の中止

助成事業者の名称・所在地・代表者名の変更又は新会社等の設立等をした場合は、必ず公社へ届け出てください。助成事業を中止する場合は、公社の承認を受ける必要があります。

15 交付決定の取消し及び助成金の返還

助成事業者、購入先の事業者、その他助成事業の関係者が、次のいずれかに該当した場合は、助成金交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消し事由、不正の内容、助成事業者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。また、既に助成事業者に助成金が交付されている場合は、期限を定めて返還していただきます。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき
- (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき
(キャッシュバックや協賛金等の名目で実質的に本来受領する助成金を偽ることを含む)
- (3) 助成金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき
- (4) 申請した事業所又は店舗での事業活動の実態が無いと認められるとき。なお、「事業活動の実態がある」とは、申請書に記載の事業所所在地や店舗所在地において、単に建物があることだけでなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断する。
- (5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき
- (6) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件、助成金交付決定に基づく命令に違反したとき
- (7) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、法令に違反したとき
- (8) 申請日までの過去5年間又は申請日から助成金を支払う日までの間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしたとき
- (9) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であること又は風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営んでいたこと若しくは営んでいることが判明したとき。また、P27「19 反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下に該当していたこと若しくは該当していることが判明したとき。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項（風俗営業の許可）の適用を受ける接待飲食等営業（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除く）、遊技場営業（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）、特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ等）、場外車券・馬券・舟券売場、競争場（競輪・競馬等の競争場、競技団、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業等）等は助成対象とする。
- (10) 公社がネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でない業態を営んでいた又は営んでいると判断したとき

- (11) 購入品を返品したこと等により最終的に支払いが行われなかった、又は返金があったとき
- (12) その他、公社が助成事業又は助成事業者として不適切と判断したとき

※ 刑事罰が適用される場合もありますので十分注意してください。

※ 不正又は事故を起こした助成事業者、購入先その他関係者等については、今後公社が実施する全ての助成事業に申請をすることができません。

16 申請要件

(1) 一般枠

申請に当たっては、以下の①～④全ての要件を満たす必要があります。また、事業者は、特段の記載がある場合を除き、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成事業が完了する場合は、その完了時）まで、申請要件を引き続き満たす必要があります。

① 次のア～ウのいずれかに該当する者

ア 都内の中小企業者（会社及び個人事業者）

次の表のいずれかに該当する中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、個人事業者）で、かつ大企業^{※1}が実質的に経営に参画^{※2}していない者

・業種名は日本標準産業分類（P. 26「18日本標準産業分類表」）に基づく。

業 種	資本金及び従業員
製造業、情報通信業（一部はサービス業に該当）、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業、飲食業	5,000万円以下又は50人以下

・情報通信業のうち、以下の業種分類はサービス業に該当するものとする。

大分類	中分類	小分類
情報通信業	放送業	全て
	情報サービス業	管理、補助的経済活動を行う事業所
	映像・音声・文字情報制作業	映像情報制作・配給業
		音声情報制作業
		広告制作業
	映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	

※1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

イ 都内の一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）

ウ 都内の中小企業団体等

中小企業等協同組合法に基づく組合（事業協同組合等）又は中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体（協業組合等）であって、その構成員の半数以上が都内で実質的に事業を行っている中小企業であるもの

②次のア・イのいずれかに該当し、それぞれの要件を満たす者

ア 法人

（ア）申請日現在で、東京都内で実質的に事業を行っている※こと

イ 個人事業者

（ア）申請日現在で、税務署に「個人事業の開業届」が提出されており、申請時にその写し（税務署受付印のあるもの）を提出できること

（イ）申請日現在で、東京都内で実質的に事業を行っている※こと

※ 「実質的に事業を行っている」とは、申請書に記載の事業所所在地において、単に建物があることだけではなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

③助成事業（取組）の実施場所が、次のア・イに該当すること

ア 事業者の本社・事務所・店舗・工場等であること（賃借の場合を含む）

※ 実施場所について確認できない場合は、助成対象外となる場合があります。

イ 東京都内であること

※ 購入品の現物が実施場所に設置・保管されていることが確認できない場合は、助成対象外となる場合があります。

※ 実施場所が申請書記載の住所と異なることが判明した場合、交付決定後であっても取消しとなる場合があります。

④次のア～シの全てに該当すること

ア 今回助成対象として申請した購入品について、公社・国・都道府県・区市町村等から重複して助成又は補助を受けていないこと（過去に受けたことがある場合も含む）。また、交付決定された後においても受けないこと

イ 本助成事業の申請について、同一の内容（経費）で、公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと

ウ 本助成事業（消耗品購入コース）の「コロナ対策リーダー、認証店枠」に申請し助成

- エ 事業税等を滞納していないこと（都税事務所との協議のもと、分納している期間中も申請できません）。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写しを提出できること
- オ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- カ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと
- キ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- ク 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること
- ケ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切ではないと判断される業態を営むものでないこと。
 また、P.27「19 反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、助成対象期間内・助成事業完了後も、該当しないことを誓約すること。
 ただし、風営法第3条第1項（風俗営業の許可）の適用を受ける接待飲食等営業（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除く）、遊技場営業（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）、特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ等）、場外車券・馬券・舟券売場、競争場（競輪・競馬等の競争場、競技団、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業等）等は助成対象とする。
- コ 公社がネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと
- サ 申請に必要な書類を申請時にすべて提出できること
- シ その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと

（2）コロナ対策リーダー、認証店枠

申請に当たっては、以下の①～④全ての要件を満たす必要があります。また、事業者は、特段の記載がある場合を除き、助成対象期間が終了するとき（それより前に助成事業が完了する場合は、その完了時）まで、申請要件を引き続き満たす必要があります。

① コロナ対策リーダーを配置した都内店舗または認証店を運営する以下の中小事業者等であること

中小企業者（会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、個人事業主）及び一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

② 大企業※1が実質的に経営に参画※2していないこと

・業種名は日本標準産業分類（☞P.26「18 日本標準産業分類表」）に基づく。

業 種	資本金及び従業員
製造業、情報通信業（一部はサービス業に該当）、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業、飲食業	5,000万円以下又は50人以下

※1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合
- ・ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

③東京都内でコロナ対策リーダーを配置している店舗または認証店で実質的に事業を行っている※こと

※ 「実質的に事業を行っている」とは、申請書に記載の店舗所在地において、単に建物があることだけでなく、客観的に見て都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ、名刺、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から総合的に判断します。

④次のア～シの全てに該当すること

ア 今回助成対象として申請した購入品について、公社・国・都道府県・区市町村等から重複して助成又は補助を受けていないこと（過去に受けたことがある場合も含む）。また、交付決定された後においても受けないこと

イ 本助成事業の申請について、同一の内容（経費）で、公社が実施する他の助成事業に併願申請していないこと

ウ 本助成事業（消耗品購入コース）の「一般枠」に申請し助成を受けていないこと。また、「コロナ対策リーダー、認証店枠」は、同一店舗への助成は1回限りであること

エ 事業税等を滞納していないこと（都税事務所との協議のもと、分納している期間中も申請できません）。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写しを提出できること

オ 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと

カ 申請日までの過去5年間に、公社・国・都道府県・区市町村等が実施する助成事業等に関して、不正等の事故を起こしていないこと

キ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと

ク 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守していること

ケ 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切ではないと判断される業態を営むものでないこと。

また、P. 27「19 反社会的勢力排除に関する誓約事項」の「記」以下のいずれにも該当しない者であり、かつ、今後、助成対象期間内・助成事業完了後も、該当しないことを誓約すること。

ただし、風営法第3条第1項（風俗営業の許可）の適用を受ける接待飲食等営業（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除く）、遊技場営業（マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等）、特定遊興飲食店営業（ナイトクラブ等）、場外車券・馬券・舟券売場、競争場（競輪・競馬等の競争場、競技団、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業等）等は助成対象とする。

コ 会社がネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと

サ 申請に必要な書類を申請時にすべて提出できること

シ その他、会社が公的資金の助成先として適切でないと判断するものではないこと

17 経費の支払い等に関する注意事項

経費の支払いに関する主な注意点は以下のとおりです。

(1) クレジットカード（以下「カード」という。）による支払いの場合

以下ア～イの条件をすべて満たしている必要がありますので、ご注意ください。

ア カードで購入した伝票の日付が令和4年1月1日～令和5年5月7日までであること

イ 翌月一括払いのみに限り対象（分割払い、リボルビング払いについては対象外）

(2) 助成対象経費の支払いとその他の取引が混合している場合

レシートや領収書などの該当箇所にマーカーを付してください。

▼【参考】申請書提出時のレシートの注意点

〇〇〇〇〇〇店	
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日	
食料品	¥〇〇
消毒液	
@〇〇×〇個	¥〇〇
飲料	¥〇〇
<hr/>	
小計	¥〇〇
（内消費税等	¥〇〇）
合計	¥〇〇
〇〇支払	¥〇〇
伝票番号 〇〇-〇〇-〇〇	

消耗品名、単価、数量、購入先、購入時期が明らかになっていますか？

助成対象経費の支払い箇所にマーカーを付してありますか？

▼【参考】申請書提出時の領収書の注意点

助成事業者の正式
名称に
なっていますか？
×通称名
×担当者名

消耗品名、単価、数量などの内訳が明
らかになっていますか？
◆ 領収書だけでは詳細がわからない
経費は、明細が分かる帳票、請求書、
納品書等を必ず添付してください。

日付は記入
されていま
すか？

領 収 書

令和 ○年 △日 ×日

△△株式会社 様

¥ 66,000 - (内税 6,000 円)

但し アクリル板購入費 (@2,000×30) として

上記正に領収いたしました。

「お品代」
ではなく、
消耗品名が
書かれてい
ますか？

収
入
印

〇〇株式会社

〒000-0000

新宿区西新宿 0-0-0

< 公社提出用 >

高額
の領収書
において、
収入印紙は
金額に応じ
て貼付して
ありますか？

公社に提出した領収書と
分かるように
< 公社提出用 > と余白に
補記してください。

発行者の名称、住所はありま
すか？

レシート、領収書に上記の内容が記載されていない等、個別の事情がございましたらお問い合わせください。

相手方(双方)の記名(自署)のみの「領収書」を提出する場合は、書類の発行元の連絡先を記載してください。必要に応じて、記載の連絡先に確認の連絡をさせていただく場合があります。
※ 発行元への確認ができない場合、当該帳票について未提出と判断させていただく場合があります。

詳細確認等のための追加書類として、商品の設置状況や型番等の写真や、カタログのご提出をお願いする場合があります。また、空気清浄機等の機器について、確認のためにメーカー名、商品名、型番、台数をお伺いする場合があります。

▼【参考】レシート内訳記入、レシート等貼付時の注意点

新型コロナウイルス感染症対策のために購入した消耗品の内訳を、申請書2(3枚目)の8.レシート内訳にレシートや領収書ごとに記入してください。

レシート
1枚目の
明細記入

レシート
2枚目の
明細記入

レシート
3枚目の
明細記入

様式第2-2号(第6条関係)

8 レシート内訳 10枚以上ある場合はコピーしてご使用ください クリーム色のセルに記入して下さい

No.	購入日	購入店名	購入品名	税込金額	税抜金額	公社記入欄
例	14.2.15	アキハバラマート 神田店	消毒液、マスク	4,805	4,368	
①	14.2.10	東京マート 秋葉原店	消毒液	8,800	8,000	
②	14.2.15	東京商店 新宿本店	空気清浄機(OO社) 「クリーン空気DXC678 1台	77,000	70,000	
③	14.2.16	東京ストア 世田谷店	マスク	6,600	6,000	
④						
⑤						
⑥						
⑦						
⑧						
⑨						
⑩						
合計				92,400	¥84,000	

※助成対象経費の消耗品のみご記載ください

No.	項目	金額	通貨	公社記入欄
①	税抜金額合計×4/5 (千円未満切り捨て)	67,000	円	
②	【助成対象額】 合計店補助×100,000円	100,000	円	
①②のうち金額が低い方が交付予 定額(総額)となります。申請書1に も同じ金額を記入して下さい。		交付予定額 (総額)	67,000	円

※Excelの場合、金額は自動入力されます

空気清浄機等の機器
は、メーカー名、商品
名、型番、台数を記入
してください。

申請書2(3枚目)8.レシート内訳の番号順にレシートを並べ、領収書レシート貼付シートにレシートや領収書の原本を貼り、その横に番号を書いてください。

申請書2(3枚目)
1行目に購入明細を
記入したレシートと
分かる様に番号を
書いてください。

・領収書・レシート貼付シート シート1



1



2



3

申請書2(3枚目)
1行目に購入明細を
記入したレシートと
分かる様に番号を
書いてください。

申請書2(3枚目)
3行目に購入明細を
記入したレシートと
分かる様に番号を
書いてください。

レシートや領収書の数が多く、申請書2(3枚目)の8.レシート内訳が2枚以上になった場合には、シート1、シート2と右上に記入してください。領収書レシート貼付シートに貼ったレシートや領収書の内容と合うようにしてください。

シート1

No.	購入日	購入店名	購入品名	税込金額	税抜金額	公社記入欄
例 R4.2.15		アキハバ(ラマート 神田店)	消毒液、マスク	4,805	4,368	

シート2

No.	購入日	購入店名	購入品名	税込金額	税抜金額	公社記入欄
① R4.2.10		東京マート 秋葉原店	消毒液	8,800	8,000	
② R4.2.15		東京酒店 新宿本店	空気清浄機 クリーン空気-DXC6700	77,000	70,000	
③ R4.2.16		東京ストア 世田谷店	マスク	6,600	6,000	
合計				92,400	¥84,000	

① 税抜金額合計×4/5 (千円未満切り捨て)	67,000	円
② (追加税額) 合計店舗数×100,000円	100,000	円
交付予定額 (総額)	67,000	円

申請書2(3枚目)の右上にシート1、シート2と書き加えてください。この番号は領収書レシート貼付シートに貼ったレシートや領収書の購入内容を確認する際に使用します。

レシートを貼った領収書レシート貼付シートの右上にもシート1、シート2と書き加えてください。

・領収書・レシート添付シート **シート1**

・領収書・レシート添付シート **シート2**

【参考】国や東京都で実施している感染症対策の施策

○内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策」HP

(<https://corona.go.jp/>)

○東京都「新型コロナウイルス感染症 支援情報ナビ」HP

(<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>)

○事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン

東京都「東京都防災ホームページ」HPの「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン
～『新しい日常』の定着に向けて～」

(<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/index.html>)

＝申込者情報のお取り扱いについて＝

1 利用目的

(1) 当該事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。

(2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

※ 上記(2)を辞退される方は、事務局までご連絡ください。

2 第三者への提供（原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。）

(1) 目的

ア 当会社からの行政機関への事業報告

イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目

氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

※ 上記(1)目的のイを辞退される方は、事務局までご連絡ください。

◆ 個人情報「個人情報の保護に関する要綱」に基づき管理しております。

当要綱は、公益財団法人東京都中小企業振興公社ホームページ (<https://www.tokyo-kosha.or.jp>) より閲覧及びダウンロードすることができますので併せてご参照ください。

18 日本標準産業分類表

申請書 1 (公社指定様式) 「1 申請者の概要」の「主たる業種」を記載する際は、本分類表から該当する項目を選んでください

大分類	中分類	大分類	中分類	
A 農業、林業	01 農業	H 運輸業、郵便業	42 鉄道業	
	02 林業		43 道路旅客運送業	
B 漁業	03 漁業(水産養殖業を除く)		44 道路貨物運送業	
	04 水産養殖業		45 水運業	
C 鉱業、採石業、砂利採取業	05 鉱業、採石業、砂利採取業		46 航空運輸業	
D 建設業	06 総合工事業		47 倉庫業	
	07 職別工事業(設備工事業を除く)		48 運輸に附帯するサービス業	
E 製造業	08 設備工事業		49 郵便業(信書便事業を除く)	
	09 食料品製造業		I 卸売業、小売業	50 各種商品卸売業
	10 飲料・たばこ・飼料製造業			51 繊維・衣服等卸売業
	11 繊維工業	52 食料品卸売業		
	12 木材・木製品製造業(家具を除く)	53 建築材料・鉱物・金属材料等卸売業		
	13 家具・装備品製造業	54 機械器具卸売業		
	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	55 その他の卸売業		
	15 印刷・同関連業	56 各種商品小売業		
	16 化学工業	57 織物・衣服・身の回り品小売業		
	17 石油製品・石炭製品製造業	58 食料品小売業		
	18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	59 機械器具小売業		
	19 ゴム製品製造業	60 その他の小売業		
	20 なめし革・同製品・毛皮製造業	61 無店舗小売業		
	21 窯業・土石製品製造業	J 金融業、保険業	62 銀行業	
	22 鉄鋼業		63 協同組織金融業	
	23 非鉄金属製造業		64 貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	
	24 金属製品製造業		65 金融商品取引業、金融先物取引業	
	25 はん用機械器具製造業		66 補助的金融業等	
	26 生産用機械器具製造業		67 保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を含む)	
	27 業務用機械器具製造業	K 不動産業、物品賃貸業	68 不動産取引業	
	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業		69 不動産賃貸業・管理業	
	29 電気機械器具製造業		690 管理・補助的経済活動を行う事業所	
	30 情報通信機械器具製造業		691 不動産賃貸業(貸家業・貸間業を除く)	
	31 輸送用機械器具製造業		692 貸家業・貸間業	
	32 その他の製造業		693 駐車場業	
	F 電気、ガス、熱供給、水道業	33 電気業	694 不動産管理業	
		34 ガス業	70 物品賃貸業	
		35 熱供給業	71 学術・開発研究機関	
		36 水道業	L 学術研究、専門、技術サービス業	
	G 情報通信業	37 通信業	72 専門サービス業(他に分類されないもの)	
		38 放送業	73 広告業	
		39 情報サービス業	390 管理・補助的経済活動を行う事業所	74 技術サービス業(他に分類されないもの)
			391 ソフトウェア業	3911 受託開発ソフトウェア業
3912 組込みソフトウェア業				75 宿泊業
3913 パッケージソフトウェア業				76 飲食店
3914 ゲームソフトウェア業				77 持ち帰り・配達飲食サービス業
3921 情報処理サービス業				N 生活関連サービス業、娯楽業
392 情報提供サービス業			3922 情報提供サービス業	78 洗濯・理容・美容・浴場業
			3923 市場調査・世論調査・社会調査業	79 その他の生活関連サービス業
			3929 その他の情報処理・提供サービス業	80 娯楽業
			40 インターネット附随サービス業	O 教育、学習支援業
41 映像・音声・文字情報制作業		410 管理・補助的経済活動を行う事業所	81 学校教育	
		411 映像情報制作・配給業	82 その他の教育・学習支援業	
		412 音声情報制作業	P 医療、福祉	
		413 新聞業	83 医療業	
		414 出版業	84 保健衛生	
	415 広告制作業	85 社会保険・社会福祉・介護事業		
	416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業	86 郵便局		
	S 公務(他に分類されるものを除く)	Q 複合サービス業	87 協同組合(他に分類されないもの)	
88 廃棄物処理業				
89 自動車整備業				
90 機械等修理業(別掲を除く)				
91 職業紹介・労働者派遣業				
92 その他の事業サービス業				
93 政治・経済・文化団体				
94 宗教				
95 その他のサービス業				
96 外国公務				
T 分類不能の産業	R サービス業	97 国家公務		
		98 地方公務		
		99 分類不能の産業		

業種	資本金及び常用従業員数
製造業・建設業・運輸業・その他	3億円以下または300人以下
卸売業	1億円以下または100人以下
サービス業	5000万円以下又は100人以下
小売業(飲食業を含む)	5000万円以下又は50人以下

分類に関するお問い合わせにはお答えできません。下記ホームページ等をご参照ください。
 ◆<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>
 政府統計の総合窓口(e-Stat)(<http://www.e-stat.go.jp/>)
 複数事業を行っている場合の考え方については、下記ホームページをご参照ください。
 ◆http://www.soumu.go.jp/main_content/000317696.pdf
 総務省「日本標準産業分類に関するよくあるお問合せについて」

19 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、助成金の交付の申請をするにあたって、また、助成事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力もしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

20 提出書類の見本

証明する内容	(1) 法人		(2) 個人事業主	
	書類名	取りに行く場所	書類名	取りに行く場所
事業税	法人事業税の納税証明書	都税事務所	【事業税課税の場合】 個人事業税の納税証明書	都税事務所
			【事業税非課税の場合】 所得税納税証明書(その1)	税務署
住民税	法人都民税	都税事務所	住民税の納税証明書	区市町村役所
事業実施	履歴事項全部証明書	法務局	開業・廃業等届出書	手元に控えあり (ない場合は税務署へ)

(1) 法人

① 法人事業税と法人都民税の納税証明書

納税(課税)証明書

住所又は所在地
〒100-0000 東京都千代田区〇〇〇

法人名称
株式会社〇〇〇〇

税目	課税・行方不明等 申告期間	税額・計算 上の金額	納付(納入) すべき額	納付(納入) した額	未納額	法定納期限等	滞納手続料	備 考
法人事業税	令和2年7月1日 ~令和2年7月31日	税額	90	90	-	〇	△△都税事務所	
法人都民税	令和2年7月1日 ~令和2年7月31日	税額	700,000	700,000	0	〇	△△都税事務所	
***** 以下空白 *****								

令和2年7月1日付
上記のとおり証明します。

東京都 △△都税事務所 印

② 履歴事項全部証明書 ※登記簿謄本

履歴事項全部証明書

東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇
株式会社〇〇
会社法人番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

商 号 株式会社〇〇

住 所 東京都〇〇区〇〇〇-〇-〇

代表取締役 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

設立の日付 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

業 務
1. △△業
2. △△△△の取扱い
3. △△△△の取扱い
4. 総合等に関する一切の業務

発行可能株式総数 〇〇〇株

発行済株式総数 発行済株式総数
並びに種類及び数 〇〇〇株

代表取締役の氏名
代表取締役の氏名については、標準を掲げず
〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

資本金の額 金〇〇〇〇〇〇〇

株式の譲渡制限に関する規定 株式会社株式の譲渡制限は、取締役会の承認を要するものではない

役員に関する事項

代表取締役	〇〇 〇〇.	〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
取締役	〇〇 〇〇.	〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
取締役	〇〇 〇〇.	〒〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

標準番号 Y〇〇〇〇〇〇

②開業・廃業等届出書（控）

納税者届出書		1040	
個人事業の開業・廃業等届出書			
納税地 (〒 - -)		納税地以外に住所地・事業所等(該当するものを選択してください。)	
税務署長 年 月 日提出		納税地以外に住所地・事業所等がある場合は記載します。 (〒 - -)	
住所等 (TEL. - -)		住所等 (TEL. - -)	
フリガナ		フリガナ	
氏名		生 誕 日 年 月 日 ○大正 ○昭和 ○平成	
個人番号		フリガナ	
職 業		職 業	
個人事業の開業等について次のとおり届けます。			
届出の区分 (該当するものを □で記入してください。)	開業 (事業の引継ぎを受けた場合は、受けた先の住所・氏名を記載します。)	住所 _____ 氏名 _____	
	事業所・事業所の (○新設・○増設・○移転・○廃止) 廃業 (事由) (事業の引継ぎ(譲渡)による場合は、引き継いだ(譲渡した)先の住所・氏名を記載します。)	住所 _____ 氏名 _____	
所得の種類	○不動産所得・○山林所得・○事業(農業)所得(農業の場合は○全部・○一部())		
開業・廃業等日	開業や廃業、事業所・事業所の新增設等のあった日 平成 年 月 日		
事業所等を 新增設、移転、 廃止した場合	新增設、移転後の所在地 (電話)	移転・廃止前の所在地	
廃業の事由が中 人の死亡に該当 ものである場合	設立者名	代表者名	設立登記 平成 年 月 日
開業・廃業に伴 う届出書の提出 の有無	法人納税地	消費税に関する「開業届出書」又は「事業廃止届出書」 ○有・○無	
事業の概要 (できるだけ詳 らかに記載します。)	消費税に関する「開業届出書」又は「事業廃止届出書」 ○有・○無		
届出の 区分 等 の 注 意 事 項	区分	従事員数	給与の定め方
	専従者 使用人 計	人	○有・○無 ○有・○無 ○有・○無
届出の区分等		法人納税地	給与支払に関する年月日 平成 年 月 日
届出税理士 (TEL. - -)	税務署長	届出税理士 A B C	番号確認 印 □済 □未済
開業 届出 書	届出日 年 月 日	届出用 紙	届出書類 納入番号カード/通知カード・連絡先確認 その他

【参考】

コロナ対策リーダーを配置した都内店舗の目印：**王冠マーク**

感染防止徹底点検済証の交付を受ける店舗の目印：**背景が青色**

飲食店等感染防止 徹底点検済



感染防止マナーお声がけ店
(対策リーダー研修終了)

「徹底点検 TOKYOサポート」プロジェクト

【徹底点検の内容】

①手指消毒の徹底、②マスク着用の徹底、③間隔の確保・アクリル板等の設置、④換気の徹底、⑤コロナ対策リーダーを中心とした取組

感染防止徹底宣言

○ ○ ○ ○ ○ ○ 店

 東京都

徹底点検日：令和●年●月●日

(xxxxxx)

